

米海兵隊員による住居侵入、道路交通法違反及び器物損壊等事件に対する抗議決議

本年、6月6日午後10時39分頃、本町上勢頭の民家敷地内に正当な理由なく侵入し、住居侵入の容疑で在沖米海兵隊伍長（23歳）が現行犯逮捕された。その後、同容疑者は、事件前にパトカーに当て逃げしたとして、新たに道路交通法違反（事故不申告）の容疑で再逮捕された。

また、6月9日午前1時11分頃には、本町北谷一丁目の飲食店にて、同じく在沖米海兵隊上等兵（23歳）が器物損壊の容疑で逮捕された上、取調中に警察官を拳で殴打する暴行を加え、公務執行妨害の容疑で現行犯逮捕された。

本町では、去る4月13日に在沖米海兵隊所属の海軍兵による、日本人女性を殺害する痛ましい事件があったにもかかわらず、米軍人・軍属による事件・事故は止むことなく繰り返され続けている。本町議会は、事あるごとに関係機関に対し抗議及び再発防止を要請してきたが、後を絶たない在沖米軍人による事件・事故に対し強い憤りを禁じ得ない。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決につながらず、極めて遺憾であり到底容認できるものではない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪と完全補償を速やかに行うこと。
- 2 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 3 リバティー制度の規制を強化すること。
- 4 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で確実に早期作成・公表し、実施すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定すること。

以上、決議する。

令和元年6月20日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 インド太平洋軍司令官 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
第3海兵遠征軍司令官 在沖米国総領事